

平成 30 年 6 月 22 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

6月22日（最終日）

- 日程第1 議案第50号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第51号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第52号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第54号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議員派遣の件について
- 日程第7 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	中川昌一	総務課長	大岩幹治
検査財政課長	山下忠仁	防災安全課長	内田純滋
税務課長	神谷和伸	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二

産業振興課長	川 端 徳 法	水道課長	相 川 徹
厚生部長	田 中 吉 郎	住民課長	宮 地 利 佳
福祉課長	相 川 和 英	環境課長	宮 地 廣 二
保健介護課長	鈴 木 茂 夫	教 育 長	大 森 宏 隆
教育部長兼 学校教育課長	山 下 雅 弘	社会教育課長	森 崇 史
学校給食 センター所長	宮 本 政 明	会計管理者 兼出納室長	鈴 木 正 則

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相 川 博 運	主 幹	大久保 美 保
--------	---------	-----	---------

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る6月12日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第50号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第1、議案第50号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第50号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月19日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、生産性向上特別措置法に基づき、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の課税標準額の特例割合をゼロにするとはどういうことか。答弁としまして、固定資産税の課税標準額の特例割合をゼロとするというのは、結果、対象償却資産の固定資産税額をゼロとするもので、納税者に有利となるものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

5番、内田保議員。

○5番(内田 保君)

それでは、議案第50号 南知多町税条例の一部を改正する条例の中小企業の固定資産税をゼロにする条例に対して、賛成の立場から討論いたします。

また、運用上の懸念も表明するものです。

この議案は、国会で平成30年4月17日に衆議院の本会議で可決されました。一部の多国籍企業の企業参入への優遇措置になるとの懸念がありましたが、現在出されている具体的な措置はメリットになる面もあり、基本的に賛成する立場です。

愛知県では、中部経済産業局から5月22日に名古屋市で説明会が開かれております。

中小企業の生産性向上のために、3年限定で固定資産税ゼロの特例を設けようとするもので、本来国は、固定資産税額を特例をゼロから2分の1範囲内で指定しておりますが、国はゼロとすることで、資本金1億円以下の中小事業者の機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具の設備投資を促し、導入の補助を2分の1から3分の2に引き上げるものです。

南知多町内の働く場所の創設・充実は大事な施策です。南知多町の中小企業の生産性を抜本的に向上させることが課題となっており、中小企業者の先端設備の導入を促すことで、低迷している地域経済を発展させるきっかけづくりになるものであり、中小業者に対してメリットもあるものです。

しかし、本来徴収すべき固定資産税が町に入っていないことは問題であり、その面ではデメリットです。この点で企画課にお聞きすると、この法律の固定資産税ゼロ対象案件については、既に税収減の75%は、国の交付税算定・積算から補填するとの回答を国から得ているとしています。

今後町は、国にこの75%、その回答は確実に確保されるよう、しっかりとした補填要

求を継続していただきたいと思います。

南知多町の産業の人口は、当局の調査によれば、平成17年と平成27年比較では、第一次産業者はマイナス610人、第2次産業者はマイナス520人、第三次産業者はマイナス893人となっており、この10年で、全体で2,023人の就業者数の減少となっています。

一方、南知多町の事業所数とその従業者数を見てみても、平成21年から26年の比較でも、事業所数は1,440事業所から1,296事業所へ全体で144事業所が減少しています。また、その従業者数も9,100人から8,248人となり852人の従業者の減少となっています。いずれの統計を見ても就業人口は減っており、産業の維持・発展からも、この南知多町での産業の活性化は喫緊の課題です。この条例を有効に使い、大いに中小企業のバックアップが必要です。

最後に、この事業認定推進の課題として懸念されることを指摘します。この事業では、固定資産税ゼロ認定のためにさまざまな条件が設定されています。働く人にメリットな条件として、特に賃金アップにつながる労働生産性3%アップを確認するとしています。しかし、ある企業では、ひょっとしてこの先端事業設備を導入することによって、それを悪用し、人員削減に利用することも考えられます。この法律はそのようなことを想定しておりません。

このような悪徳中小業者は南知多にはいないと希望しますが、そのような業者に対して固定資産税ゼロはもってのほかです。この点では、国に申請した南知多町の産業振興課の基本計画の配慮事項でも、当然、暴力団組織関係とあわせて、このような業者は想定外であることは明らかにしており、適正な確認と厳重なチェックを望むものです。

中小企業者も、そこで働く労働者も、そして税をいただく南知多町もウイン・ウインの施策となるように、この法律が生かされるようお願いしまして、賛成討論を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第51号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第2、議案第51号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第51号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、都市再生特別措置法に規定する立地誘導促進施設とは何か。答弁としまして、地権者が公共的な施設の整備または管理をみずから行うため、地権者同士が締結した立地誘導促進施設協定の対象となる道路、公園、広場などの施設であります。

次の質疑としまして、課税停止となっている都市計画税条例は改正の必要があるのか。答弁としまして、平成15年度より都市計画税を課税停止していますが、地方税法等の改正の都度、条例改正をお願いするものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第3、議案第52号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第52号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、今回改正の趣旨は何か。答弁としまして、認知症患者などの入居者が収入の申告をすることが困難な場合には、収入申告を求めず、町が官公署における必要な書類の閲覧などにより把握した収入に基づき家賃を決定することができるようにするものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

5番、内田保議員。

○5番(内田 保君)

それでは、議案第52号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

南知多町の町営住宅の円滑な運営のために法律を整備するという趣旨であり、賛成します。

今回の法律改正は、まだ南知多町の町営住宅では現実の問題となっていないようですが、今後の住宅管理にかかわる重要な変更です。そして、以下の懸念も表明します。

介護保険上の認知症の方、知的障害者福祉法にいう知的障害者の方、精神保健及び精神障害者福祉法に關係する精神障害者の方が南知多町の町営住宅に居宅を利用した場合に、家賃の決定のための収入申告をどのように適正に確保するのかが問われている問題です。適正な収入申告のない場合、第9条によって、入居者の雇い主、取引先、その他の関係者に報告を求めたりして、町当局が一定の計算で家賃を算定できるとのことです。

高齢者の1人世帯がふえる南知多町において、持ち家のない障害者の高齢者、低賃金、貧困、1人世帯がふえる傾向にあると考えます。適切な知的障害者へのサポート体制がなされていれば問題ないと思いますが、サポート体制がないままで町側からの一方的な法律適用で家賃を決定してしまうのではないかと懸念があります。知的障害者、精神障害者、認知症の方の権利を守りながら、収入算定と家賃決定や見直しが求められています。

そのためには、もしそのような方が町営住宅に入られた場合には、障害者権利条約でいう合理的な配慮をしっかりとする運用が求められていると思います。その方々へのサポート者をしっかりつけ、町側からの一方的な家賃設定が押しつけられないように運用上の仕組みを今後のために工夫していくことも課題となっているのではないのでしょうか。

町としては、家賃算定は必要な行政実施です。しかし、この条例改正が障害者等の一番弱い人の権利が確実に保護されるような運用実施を求めて、賛成討論を終わります。

○議長(藤井満久君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第53号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月15日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、所得段階判定に係る改正に伴う影響額及び件数はどれくらいか。答弁としまして、平成30年4月1日施行分の介護保険法施行令の改正では、介護保険料の所得段階の判定において3件の影響があることを確認しています。そのうち2件は、第8段階の年額9万円から第6段階の年額7万2,000円となり、ほかの1件は、第12段階の年額12万円から第6段階の年額7万2,000円となりました。また、平成30年8月1日施行分の介護保険法施行令の改正では、自己負担割合及び高額介護サービス費の所得段階の判定において影響はありませんでした。

次の質疑としまして、介護保険法施行令の改正は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直しと、公的年金等に係る雑所得を控除する見直しの2つ

があったが、後者の公的年金等に係る雑所得を控除する見直しに係る南知多町介護保険条例の改正点はないか。答弁といたしまして、平成30年4月1日施行分の介護保険法施行令の改正では、介護保険料の所得段階の判定において、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額並びに公的年金等に係る雑所得を控除する見直しが行われました。平成30年8月1日施行分では、自己負担割合及び高額介護サービス費の所得段階の判定において、介護保険料についての見直しと同趣旨の見直しが行われます。

介護保険制度は、介護保険法をはじめ関係各法令等に基づき運営されますので、改正後の介護保険法施行令に基づく所得段階の判定は、施行日以降に実施されますが、平成30年8月1日施行分の介護保険法施行令の改正に伴う南知多町介護保険条例への影響は、引用条項の変更のみとなります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての賛成の立場から討論いたします。

今回の一部改正は、介護保険における自己負担の割合と高額介護予防サービスに係る判定基準となる個人の合計所得金額について、税法上に設けられている控除の仕組みである長期譲渡所得と、また短期譲渡所得に係る特別控除の額を勘案するためのものございます。

介護保険制度については、介護保険の自己負担割合及び高額介護サービス費の所得段階判定に、所得を図る指標として合計所得金額を用いています。この合計所得金額は、

土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用などで土地譲渡をした場合、譲渡した次の翌年の所得が急増し、介護保険に係る自己負担額が高額になる場合があります。

土地の売却等には、災害や土地収用を含む本人の責めに帰せない理由による場合もあることから、このような土地の売却収入等を所得として取り扱わないことにするものです。介護保険の自己負担割合及び高額介護サービス費の所得段階の判定に、現行の合計所得金額等から租税特別措置法に規定する長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除を適用する上で妥当な条例改正です。

具体的には、最大5,000万円を控除するなど7パターンが示されており、既に南知多町においても、先ほど述べられたように3人の方がその対象となっているとのことです。

8月1日からの適正な見直しを求め、賛成討論を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第54号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第54号に対して当委員会に付託されました審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まず、防災安全課関係について、質疑としまして、コミュニティ助成事業補助金のうち、地域防災組織育成事業のこれまでの交付状況と今後の予定はどうか。答弁としまして、平成17年度以降、日間賀島地区、篠島地区、師崎地区、内海・山海地区、篠島地区の順に交付しており、今年度は大井地区と片名地区へ交付します。今後につきましては、豊浜・豊丘地区と日間賀島地区から次年度申請に向けた相談を受けております。

次の質疑としまして、この助成金は、地区からの要望を受けて町が自治総合センターに申請するものなのか。答弁といたしまして、地区からの要望を受けて申請を行います。ただし、町としましては、補助金の交付を受けていない地区を優先して申請することとしております。

続きまして、地域振興課関係について、質疑としまして、コミュニティ助成事業補助金のうち、一般コミュニティ事業はどのようなものに使えるのか。答弁としまして、事業には実施要綱が定めてあり、コミュニティ活動に直接必要な備品等の整備に関する事業に要する経費が対象となります。

次の質疑としまして、今回補正する事業費の内訳で主にどのようなものがあるか。答弁としまして、主なものとして、A3モノクロ複合機、折り畳みテーブル、折り畳みパイプ椅子等を購入する予定となっております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議員派遣の件について

○議長（藤井満久君）

日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第7 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藤井満久君）

日程第7、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項についての閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定いたしました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成30年第2回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、どうも御苦労さまでした。

[閉会 9時55分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 松 本 保

署 名 議 員 榎 戸 陵 友